

ID: 294

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市公園条例 第4条第1項及び第3項(第14条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和40年条例第13号		
【根拠条文】 (行為の制限) 第4条 都市公園において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商その他これに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行すること。 (4) 集会し、又は示威行進をすること。 (5) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる限度において、同項又は前項の許可を与えることができる。 5 市長は、第1項又は第3項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。 (公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第14条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	20日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 295

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	有料公園施設の利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市公園条例 第9条の2第1項(第14条において準用する場合及び第15条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	昭和40年条例第13号
【根拠条文】 (有料公園施設の利用) 第9条の2 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の使用許可については、第4条第5項の規定を準用する。 (公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第14条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 (管理の代行等) 第15条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、有料公園施設(芦屋市総合公園については、有料公園施設以外の施設を含む。以下この条において同じ。)の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 有料公園施設の使用の許可に関する業務 (2) 有料公園施設の運営に関する業務 (3) 有料公園施設の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、有料公園施設の運営又は維持管理上市長が必要であると認める業務 3 第1項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の第9条の2第1項(同条第2項において準用する第4条第5項の規定を含む。)、第9条の3第2項及び第9条の4第4号の規定の適用については、第9条の2第1項及び第9条の4第4号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条の3第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」とする。 【基準】 根拠条文及び第9条の4の規定による。 (有料公園施設の使用許可の制限) 第9条の4 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公共の秩序及び風紀を乱すおそれのあるとき。 (2) 伝染性の疾病にかかっていると認められるとき。 (3) 保護者の同行しない幼児及び児童(小学校3年生まで)が水泳プールを利用しようとするとき。 (4) その他市長が管理上支障があると認めたとき。	

標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 298

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市公園条例 第13条第1項(第14条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	昭和40年条例第13号
【根拠条文】 (使用料等の減免) 第13条 市長は、法第5条第1項、第6条第1項若しくは同条第3項又はこの条例第4条第1項、同条第3項若しくは第9条の2の許可を受けた者がその責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為をすることができなくなつた場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。 2 前項の規定は、第9条の2の許可を受けた者に係る利用料金の全部又は一部を免除する場合に準用する。この場合において、同項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「その他市長が必要と認める場合においては」とあるのは「又は市長が定めた基準に該当する場合その他市長の承認を得た場合は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。 (公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第14条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 【基準】 根拠条文及び芦屋市都市公園条例施行規則第13条の規定による。 (使用料の減免) 第13条 条例第13条に規定するその他市長が必要と認める場合は、次の各号に掲げる有料公園施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合とする。 (1) 駐車場以外の有料公園施設 ア 市が主催して事業又は行事を行うとき。 イ 市立学校園が全校行事を行うとき。 ウ 市が育成する公共的団体が設立目的遂行のため事業又は行事を行うとき。 エ その他市長が特に必要と認めるとき。 (2) 駐車場 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が駐車場を利用するとき。ただし、当該駐車場を設置する都市公園の有料公園施設を利用する場合に限る。 イ その他市長が特に必要と認めるとき。 2 前項の減免を受けようとする者は、同項第1号の規定による場合にあつてはあらかじめ減免申請書により申請し、同項第2号アの規定による場合にあつては使用する駐車場に隣接する有料公園施設の供用時間内に当該有料公園施設において身体障害者手帳、精神障害者保	

条例適用申請に対する処分個票

健福祉手帳若しくは療育手帳又はこれらの交付を受けていることが確認できる書類等を提示しなければならない。

標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 412

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用料の分割納付等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市公園条例施行規則 第9条第2項		
例 規 番 号	昭和40年規則第16号		
【根拠条文】 (使用料の徴収) 第9条 2 特に市長が必要と認めるときは、使用料を分割し、又は納付期限を延長することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	20日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 300

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市公園条例施行規則 第11条ただし書		
例 規 番 号	昭和40年規則第16号		
【根拠条文】 (使用料の不還等) 第11条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由によつて、許可に係る行為をすることができなくなつた場合、その他市長が特に必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	20日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 327

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 第4条第1項(第15条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	昭和63年条例第29号
【根拠条文】 (使用許可) 第4条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 自動二輪車については、阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場、阪神芦屋駅西自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場3の一時使用に限り使用を許可するものとする。ただし、原動機付自転車に類似するものについては、この限りでない。 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 (1) 収容台数を超える使用の申請があつたとき。 (2) 芦屋市内に住所又は勤務先を有しないとき。 (3) 自転車等の形体が駐車場への駐車になじまないものであるとき。 (4) その他市長が駐車を不相当と認めるとき。 (管理の代行等) 第15条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 駐車場の使用の許可に関する業務 (2) 駐車場の運営に関する業務 (3) 駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の運営又は維持管理上市長が必要があると認める業務 3 第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の第3条第4号、第3条の2第3項、第3条の3第1項、第4条、第8条、第9条、第11条第7号及び第13条の規定の適用については、第3条第4号、第4条、第8条第1項及び第11条第7号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第3項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第3条の3第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条第2項及び第13条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条中「市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	1日

備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 329

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 第6条第1項
例 規 番 号	昭和63年条例第29号
【根拠条文】 (使用料等の減免) 第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 2 前項の規定は、前条第2項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に従い」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 市長は、条例第6条の規定により次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める割合の使用料を減免するものとする。ただし、第5号から第8号までに掲げる場合は、阪神芦屋駅南自転車駐車場を利用するときに限り減免するものとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者が定期使用するとき。 5割 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が定期使用するとき。 5割 (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条及び第124条に規定する学校に自転車通学する者が定期使用するとき。 3割 (4) その他市長が特に必要があると認める者が使用するとき。 10割以内 (5) 国又は地方公共団体の職員が公務を行うため一時使用するとき。 10割 (6) 市議会及び市の附属機関等の会議に出席するため一時使用するとき。 10割 (7) 市の事務事業等に関して業務を行うため一時使用するとき。 10割 (8) 用務のため来庁した市民等が一時使用するとき。 10割 2 前項第1号から第4号までの規定による使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 3 第1項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、自転車駐車場定期使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りではない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 330

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用料の返還承認																	
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 第7条第1項ただし書																	
例 規 番 号	昭和63年条例第29号																	
【根拠条文】 (使用料等の返還) 第7条 既に納入した使用料は、返還しないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 2 前項の規定は、第5条第2項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長がやむを得ないと認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に従い」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の返還) 第6条 条例第7条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>返還する使用料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 定期使用の許可を受けた者が月の初日の前日までに定期使用の取消しを申請したとき。</td><td> <table border="1"> <tr> <td>使用開始前</td><td>既納の定期使用料の全額</td></tr> <tr> <td>使用経過月数 1月以下</td><td>既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料を差し引いた残額</td></tr> <tr> <td>使用経過月数 2月以下</td><td>既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料の2倍の額を差し引いた残額</td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td>(2) 条例第9条の規定による駐車場の供用の休止により駐車場を使用することができなかつたとき。</td><td>使用することができなかつた日数に係る使用料の額(定期使用の使用料の日額は、月額を30で除して1円未満の端数を切り捨てた額とする。)</td></tr> <tr> <td>(3) 市長が特に認めた事業者による当該事業者の施設の利用証明の提示があつたとき。</td><td>既納の一時使用料(自転車に係る使用料に限る。)の全額</td></tr> <tr> <td>(4) 上記(1)から(3)の規定によるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めるとき。</td><td>市長がその都度定める額</td></tr> </tbody> </table> 2 前項の表(1)又は(4)の項に規定する使用料の返還を受けようとする者は、自転車駐車場定期使用料返還申請書に定期使用券及び定期使用証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りではない。			区分	返還する使用料の額	(1) 定期使用の許可を受けた者が月の初日の前日までに定期使用の取消しを申請したとき。	<table border="1"> <tr> <td>使用開始前</td><td>既納の定期使用料の全額</td></tr> <tr> <td>使用経過月数 1月以下</td><td>既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料を差し引いた残額</td></tr> <tr> <td>使用経過月数 2月以下</td><td>既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料の2倍の額を差し引いた残額</td></tr> </table>	使用開始前	既納の定期使用料の全額	使用経過月数 1月以下	既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料を差し引いた残額	使用経過月数 2月以下	既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料の2倍の額を差し引いた残額	(2) 条例第9条の規定による駐車場の供用の休止により駐車場を使用することができなかつたとき。	使用することができなかつた日数に係る使用料の額(定期使用の使用料の日額は、月額を30で除して1円未満の端数を切り捨てた額とする。)	(3) 市長が特に認めた事業者による当該事業者の施設の利用証明の提示があつたとき。	既納の一時使用料(自転車に係る使用料に限る。)の全額	(4) 上記(1)から(3)の規定によるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めるとき。	市長がその都度定める額
区分	返還する使用料の額																	
(1) 定期使用の許可を受けた者が月の初日の前日までに定期使用の取消しを申請したとき。	<table border="1"> <tr> <td>使用開始前</td><td>既納の定期使用料の全額</td></tr> <tr> <td>使用経過月数 1月以下</td><td>既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料を差し引いた残額</td></tr> <tr> <td>使用経過月数 2月以下</td><td>既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料の2倍の額を差し引いた残額</td></tr> </table>	使用開始前	既納の定期使用料の全額	使用経過月数 1月以下	既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料を差し引いた残額	使用経過月数 2月以下	既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料の2倍の額を差し引いた残額											
使用開始前	既納の定期使用料の全額																	
使用経過月数 1月以下	既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料を差し引いた残額																	
使用経過月数 2月以下	既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料の2倍の額を差し引いた残額																	
(2) 条例第9条の規定による駐車場の供用の休止により駐車場を使用することができなかつたとき。	使用することができなかつた日数に係る使用料の額(定期使用の使用料の日額は、月額を30で除して1円未満の端数を切り捨てた額とする。)																	
(3) 市長が特に認めた事業者による当該事業者の施設の利用証明の提示があつたとき。	既納の一時使用料(自転車に係る使用料に限る。)の全額																	
(4) 上記(1)から(3)の規定によるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めるとき。	市長がその都度定める額																	
標準処理期間	3日																	
備考																		

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 332

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用取消しの承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則 第4条(第13条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成元年規則第18号		
【根拠条文】 (使用取消しの申請) 第4条 定期使用の許可を受けた者が使用の取消しをしようとするときは、自転車駐車場定期使用取消申請書に定期使用券及び定期使用証を添えて、市長に提出するものとする。 (指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い) 第13条 条例第15条第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の第3条から第6条まで、第9条、第10条及び次条の規定の適用については、第3条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条(見出しを含み、同条第1項第4号を除く。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項(同条の見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条、第10条及び次条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 333

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	占用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市道路占用料条例 第3条
例 規 番 号	昭和29年条例第5号
【根拠条文】 (占用料の減免) 第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。 (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業の行う事業のために占用するとき。 (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設のために占用するとき。 (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動に使用する立札、看板その他の物件のために占用するとき。 (4) 軌道法(大正10年法律第76号)による運輸事業のために占用するとき。 (5) 公衆の用に供する水道又は下水道の事業のために占用するとき。 (6) 道路に出入りするための通路を設けるために必要な路端、法敷又は側溝上を占用するとき。 (7) 地先から雨水を溝等に排水するための排水管の埋設のために占用するとき。 (8) 街灯(広告併用街灯及びアーチ型のものを除く。)、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場のために占用するとき。 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上、特に占用料の減免の必要があると認めたとき。 【基準】 根拠条文及び芦屋市道路占用料条例施行規則第2条から第4条までの規定による。 (占用料の減免) 第2条 条例第3条の規定による占用料の減免は、次の各号に定めるところによる。 (1) 条例第3条第1号から第8号までの場合 免除 (2) 条例第3条第9号の場合 減額又は免除 (占用料減額の適用事項) 第3条 条例第3条第9号の規定により占用料を減額するものは、次の各号に定めるところによる。 (1) 電柱又は電話柱に本市が無償で公益灯又は公共標識を添加している場合は、当該電柱又は電話柱の占用料の3分の1を減額する。 (2) その他市長が特に減額の必要があると認める場合は、市長がその都度定める額を減額する。 (占用料免除の適用事項) 第4条 条例第3条第9号の規定により占用料を免除するものは、次の各号に定めるところによ	

る。

- (1) 公共的団体が公共的施設の所在を示す標識のために占用するとき。
- (2) 公共的団体、電気事業者又は認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断線又は各戸引込電線のために占用するとき。
- (3) ガス(大口ガス事業の用に供するものを除く。)、電気(卸電気事業の用に供するものを除く。)又は電気通信(認定電気通信事業者が設けるものに限る。)の各戸引込地下埋設管のために占用するとき。
- (4) カーブミラー、掲示板等で営利目的がなく、交通安全、道路の美化又は公衆の利便に著しく寄与する物件のために占用するとき。
- (5) 地方慣行の縁日、祭典の露店等のために一時的に占用するとき。
- (6) その他前各号との均衡上、市長が特に免除の必要があると認めるとき。

標準処理期間

15日

備考

設定年月日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日

ID: 336

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	占用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市道路占用料条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	昭和29年条例第5号		
【根拠条文】 (占用料の不還付) 第7条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 法第71条第2項各号のいずれかに該当し、占用の許可を取り消したとき。 (2) 天災その他不可抗力の事由によつて占用できなくなつたとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 337

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	権利の譲渡、承継等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市道路占用規則 第14条		
例 規 番 号	昭和42年規則第33号		
【根拠条文】 (権利の譲渡、承継及び制限) 第14条 占用者は、その権利を他人に譲渡することはできない。ただし、譲受人との連署の上市長に申請して許可を受けた場合は、この限りでない。 2 占用者について、相続又は合併若しくは分割(当該占用を承継させるものに限る。)があつたときは、その占用者の権利を承継しようとする者は、遅滞なくその旨を市長に申請して許可を受けなければならない。 3 前2項の規定により新たに占用者となつた者は、従前の占用者の占用許可に基づく一切の権利義務を承継したものとみなす。 4 占用者は、その占用区域又は占用物件を他人に使用させようとするときは、市長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 339

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市法定外公共物管理条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第16号		
【根拠条文】 (行為の許可) 第5条 法定外公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 法定外公共物の敷地又は水面を占用すること。 (2) 法定外公共物の流水を停滞させ、又は引用すること。 (3) 法定外公共物の敷地について掘削、盛土その他土地の形状を変更する行為をすること。 (4) 法定外公共物の改築又は付替工事をすること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をすること。 2 前項の許可は、同項各号に規定する行為が、法定外公共物の管理に支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるときに限り、与えることができる。 3 市長は、第1項の許可をする場合において、法定外公共物の管理又は適正な利用のために必要があると認められるときは、当該許可に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 340

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	許可期間の更新の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市法定外公共物管理条例 第6条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第16号		
【根拠条文】 (許可の期間等) 第6条 前条第1項第1号及び第2号の規定による許可の期間は、5年を超えることができない。 2 前項の許可の期間を更新しようとする者は、当該許可の期間が満了する日の15日前までに市長の許可を受けなければならない。 3 前条第2項及び第3項並びに第1項の規定は、前項の規定による許可の期間の更新について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 342

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	占用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市法定外公共物管理条例 第8条
例 規 番 号	平成17年条例第16号
【根拠条文】 (占用料の減免) 第8条 占用料の減免については、芦屋市道路占用料条例第3条の規定を準用する。 【基準】 準用する芦屋市道路占用料条例第3条及び芦屋市道路占用料条例施行規則第2条から第4条までの規定による。 (占用料の減免) 第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。 (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業の行う事業のために占用するとき。 (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設のために占用するとき。 (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動に使用する立札、看板その他の物件のために占用するとき。 (4) 軌道法(大正10年法律第76号)による運輸事業のために占用するとき。 (5) 公衆の用に供する水道又は下水道の事業のために占用するとき。 (6) 道路に出入りするための通路を設けるために必要な路端、法敷又は側溝上を占用するとき。 (7) 地先から雨水を溝等に排水するための排水管の埋設のために占用するとき。 (8) 街灯(広告併用街灯及びアーチ型のものを除く。)、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場のために占用するとき。 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上、特に占用料の減免の必要があると認めたとき。 (占用料の減免) 第2条 条例第3条の規定による占用料の減免は、次の各号に定めるところによる。 (1) 条例第3条第1号から第8号までの場合 免除 (2) 条例第3条第9号の場合 減額又は免除 (占用料減額の適用事項) 第3条 条例第3条第9号の規定により占用料を減額するものは、次の各号に定めるところによる。 (1) 電柱又は電話柱に本市が無償で公益灯又は公共標識を添加している場合は、当該電柱又は電話柱の占用料の3分の1を減額する。	

- (2) その他市長が特に減額の必要があると認める場合は、市長がその都度定める額を減額する。

(占用料免除の適用事項)

第4条 条例第3条第9号の規定により占用料を免除するものは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共的団体が公共的施設の所在を示す標識のために占用するとき。
- (2) 公共的団体、電気事業者又は認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断線又は各戸引込電線のために占用するとき。
- (3) ガス(大口ガス事業の用に供するものを除く。)、電気(卸電気事業の用に供するものを除く。)又は電気通信(認定電気通信事業者が設けるものに限る。)の各戸引込地下埋設管のために占用するとき。
- (4) カーブミラー、掲示板等で営利目的がなく、交通安全、道路の美化又は公衆の利便に著しく寄与する物件のために占用するとき。
- (5) 地方慣行の縁日、祭典の露店等のために一時的に占用するとき。
- (6) その他前各号との均衡上、市長が特に免除の必要があると認めるとき。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 343

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	占用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市法定外公共物管理条例 第9条		
例 規 番 号	平成17年条例第16号		
【根拠条文】 (占用料の還付) 第9条 占用料の還付については、芦屋市道路占用料条例第7条の規定を準用する。 【基準】 準用する芦屋市道路占用料条例第7条ただし書の規定による。 (占用料の不還付) 第7条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 法第71条第2項各号のいずれかに該当し、占用の許可を取り消したとき。 (2) 天災その他不可抗力の事由によつて占用できなくなつたとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 344

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	権利の譲渡等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市法定外公共物管理条例 第11条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第16号		
【根拠条文】 (権利の譲渡等の禁止) 第11条 占有許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 348

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	料金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例 第8条		
例 規 番 号	平成8年条例第28号		
【根拠条文】 (料金の免除) 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、料金の全部又は一部を免除することができる。 (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 (2) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車を駐車させるとき。 (3) 規則で定める自動車を駐車させるとき。 【基準】 根拠条文及び芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (駐車料金の減免) 第9条 条例第8条第3号の規則で定める自動車は、次に掲げる者が自ら運転し、又は同乗する自動車とする。 (1) ラポルテ市民サービスコーナーが発行する利用証明の交付を受けた者 (2) 市長が特に認めた事業者が発行する利用証明の交付を受けた者 2 前項の自動車に係る駐車料金(以下「料金」という。)は、次のとおりとする。 (1) 前項第1号に係る自動車の料金については、駐車時間2時間までの料金を免除する。 (2) 前項第2号に係る自動車の料金については、駐車時間2時間までの料金を158円とする。 この場合において納付すべき料金は、同号の事業者が、市長が別に指定する方法により納付するものとする。 3 前項の規定による料金の免除を受けようとする者は、自動車を駐車場から出庫させるときに、ラポルテ市民サービスコーナーで受けた利用証明又は第1項第2号の事業者が交付した利用証明を提出しなければならない。 4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 349

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	料金の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	平成8年条例第28号		
【根拠条文】 (料金の返還) 第9条 既納の料金は返還しない。ただし、定期券に係る料金については、市長が災害その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 352

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	定期券の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則 第6条第2項		
例 規 番 号	平成8年規則第46号		
【根拠条文】 (定期券の発行及び使用の条件等) 第6条 定期券(様式第3号)は、当該定期券に記載された自動車(以下「指定車」という。)以外の自動車に係る駐車場の利用のために使用することができない。 2 定期券の交付を受けようとする者は、定期券交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。 3 指定車を変更しようとする者は、定期券指定車変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。 4 定期券を使用して駐車場を利用する者は、自動車を駐車場に入庫させるとき、及び駐車場から出庫させるときに定期券を提示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 353

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	指定車の変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則 第6条第3項		
例 規 番 号	平成8年規則第46号		
【根拠条文】 (定期券の発行及び使用の条件等) 第6条 定期券(様式第3号)は、当該定期券に記載された自動車(以下「指定車」という。)以外の自動車に係る駐車場の利用のために使用することができない。 2 定期券の交付を受けようとする者は、定期券交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。 3 指定車を変更しようとする者は、定期券指定車変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。 4 定期券を使用して駐車場を利用する者は、自動車を駐車場に入庫させるとき、及び駐車場から出庫させるときに定期券を提示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 354

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	定期券の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則 第8条第2項		
例 規 番 号	平成8年規則第46号		
【根拠条文】 (定期券の再交付の手続) 第8条 定期券を汚損し、損傷し、又は紛失したときは、定期券の再交付を受けることができる。 2 前項の規定により、定期券の再交付を受けようとする者は、定期券再交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日